

ス プ リ ン ク ラ ー 設 備

自 動 火 災 報 知 設 備

消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備

の設置基準が一部改正されました

熊谷市消防本部

● スプリンクラー設備の設置基準の見直し（改正消防法施行令第12条第1項関係（平成27年4月1日施行））別紙1参照

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）で延べ面積275㎡未満のものでも設置が必要となりました。

- (1) 消防法施行令別表第1（以下「令別表第1」という。）(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(6)項ロ(2)、(4)、(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。）
- (3) 経過措置 平成30年3月31日までは、従前の例によります。

● 自動火災報知設備の設置基準の見直し（改正消防法施行令第21条第1項関係（平成27年4月1日施行））別紙2参照

- (1) 面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物又はその部分に次表のものが追加されました。

令別表第1	<ul style="list-style-type: none">・ (5)項イ（旅館・ホテル等）・ (6)項イ（病院・診療所等）及びハ（(6)項ロ以外の有料老人ホーム等）（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限ります。）・ (16の2)項に掲げる防火対象物の部分で(5)項イ並びに(6)項イ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限ります。）に供されるもの
-------	--

- (2) 経過措置 平成30年3月31日までは、従前の例によります。

● 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し（改正消防法施行規則第25条関係（平成27年4月1日施行））

令別表第1(6)項ロ又は(6)項ロ部分が存するものに設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器と連動して起動するものとされました。

なお、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限ります。）に設置されるものにあつては、この限りではありません。

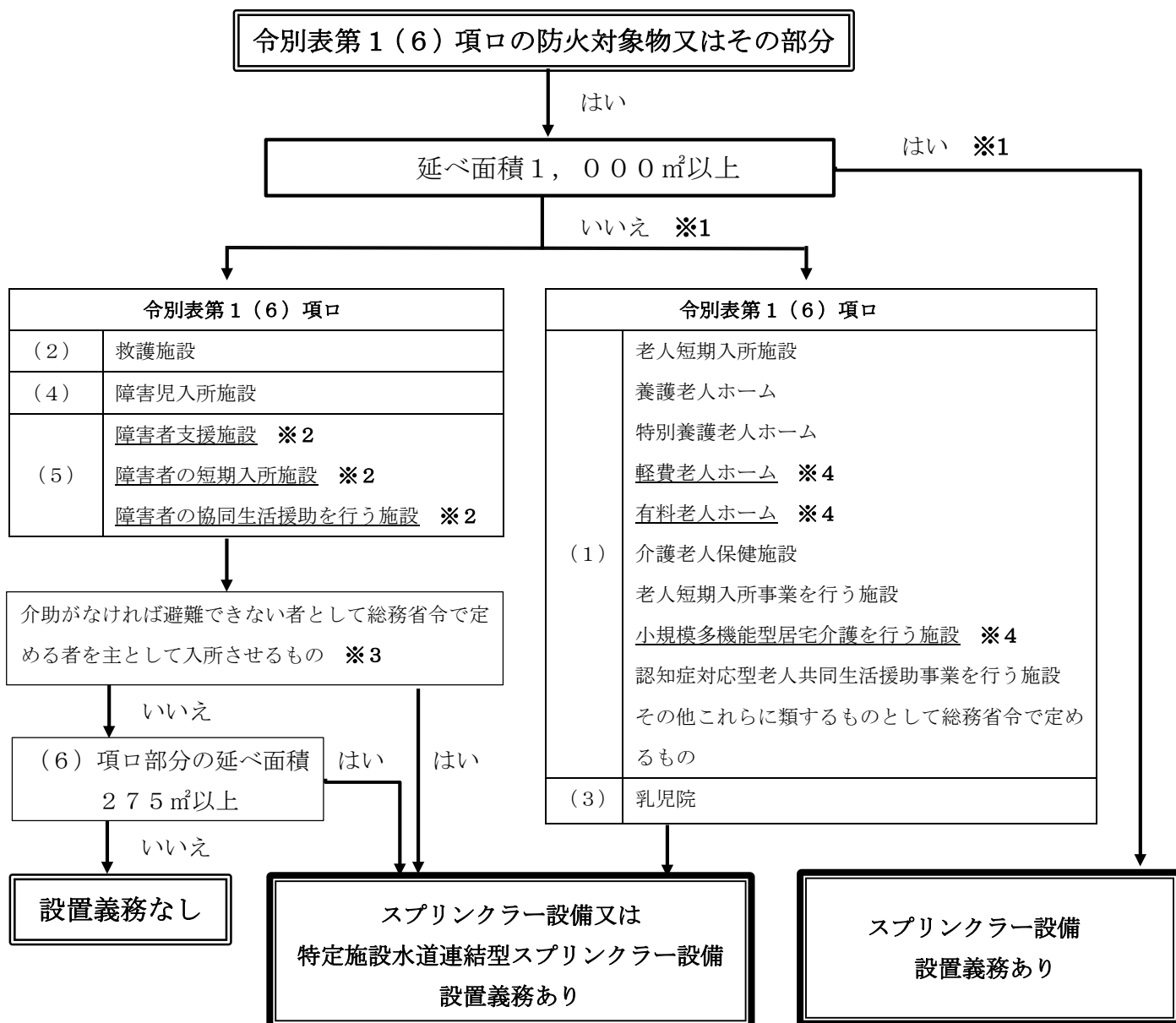
※経過措置 平成30年3月31日までは、従前の例によります。

● 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し（改正消防法施行令第35条関係（平成27年4月1日施行））

面積によらず、消防用設備等を設置した際に、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物として、令別表第1（2）項ニ（カラオケ店等）及び（5）項イ（旅館・ホテル等）に掲げる防火対象物並びに（6）項イ（病院・診療所等）及び（6）項ハ（（6）項ロ以外の有料老人ホーム等）に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限ります。）並びにそれらの部分が存する（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項が追加されました。

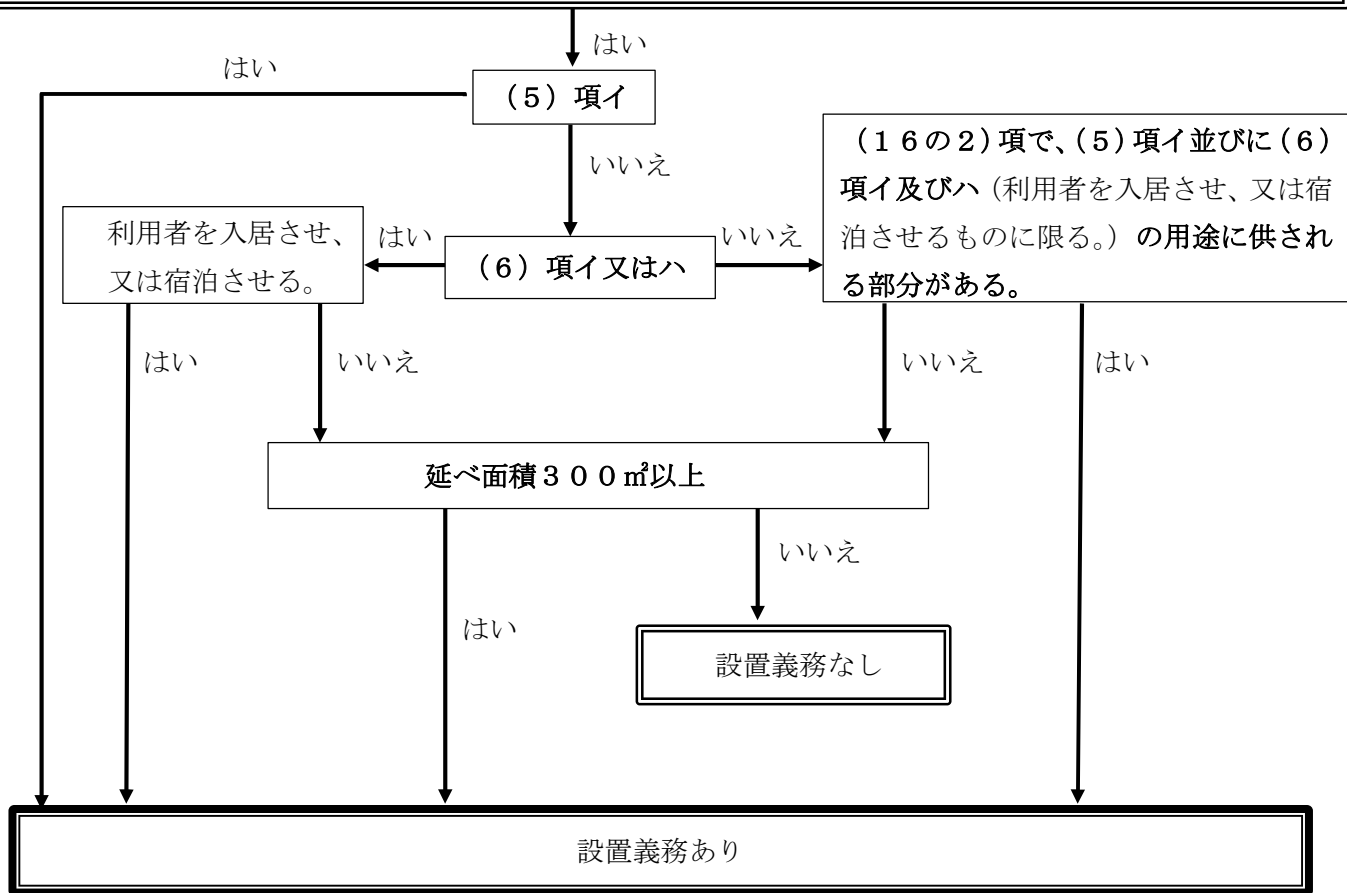
※（6）項ロは改正前から面積に関係なく検査を受けなければならない防火対象物です。

お問い合わせ
消防本部 予防課
電話番号 048-501-0118



- ※1 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令（改正消防法施行規則第 12 条の 2 関係（平成 26 年 3 月 26 日総務省令第 19 号））で定める構造を有するものは、スプリンクラー設備の設置を要しません。
- ※2 主として避難が困難な障害者を入所させるものが該当します。（消防施行規則第 5 条第 3 項（平成 26 年 3 月 28 日消防予第 118 号）「障害程度区分 4 以上の者が概ね 8 割を超える施設」）
- ※3 介助がなければ避難できない者として総務省令（改正消防法施行規則第 12 条の 3（平成 26 年 3 月 26 日総務省令第 19 号））で定める者を主として入所させる以外のものにあつては、スプリンクラー設備等の設置を要しません。
- ※4 主として避難が困難な要介護者を入居・宿泊させるものが該当します。（消防施行規則第 5 条第 5 項による障害者支援区分に係る省令「要介護状態区分 3 以上の者が定員の半数以上の施設」）

令別表第 1 (5) 項イ、(6) 項イ、(6) 項ハ又はその部分並びに (16の2) 項 (地下街) の防火対象物



注) 消防施行令第 29 条の 4 により、自動火災報知設備に代えて「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができます。(平成 20 年 12 月 26 日総務省令第 156 号)